

資料25-2-1

諮問第17号
平成23年2月10日



情報通信審議会会長 殿

総務大臣 片山 善博

諮問書

下記について、別紙により諮問する。

記

知識情報社会の実現に向けた情報通信政策の在り方

諮問第17号

知識情報社会の実現に向けた情報通信政策の在り方

1 諮問理由

ICT (Information and Communications Technology : 情報通信技術) 分野においては、ブロードバンド・ゼロ地域の解消 (2011年3月見込み) 及び地上デジタル放送への完全移行 (同年7月) により、通信・放送ネットワークの「完全デジタル化」が完了するとともに、現在アナログ放送に用いられている周波数を活用した新たな通信・放送ネットワークの整備を進めることとされている。また、昨年11月に成立した「放送法等の一部を改正する法律」が順次施行される等により、今後、通信・放送の融合・連携等が本格的に始まるものと見込まれる。

こうした中、ICTは、社会の姿を大きく変えつつある。新たな技術やイノベーションが次々と生み出され、これらを活用した新しい事業モデルが間断なく登場して市場環境の変化を加速化するとともに、社会インフラや公的主体におけるICTの利活用にも大きな可能性が期待されている。また、インターネットを通じて、そこで流通する様々な知識や情報を無数の人が常時共有することが可能となり、それらの活用・蓄積による「協働」を通じた地域の課題解決や、新たな知恵や文化の創造も進みつつある。さらに、こうした知識や情報の流通は、国境を越えたレベルでも加速しており、経済活動のグローバル化の進展と相まって、ICT産業のグローバル化も急速に進展しつつある。

このように、ブロードバンド化・デジタル化された通信・放送ネットワークを通じて、社会経済のあらゆる場面において、知識・情報のやり取りが活発に行われ、その流通・共有・活用・蓄積が新たな価値を生み出す「知識情報社会」の構築がグローバルに進展しつつある。また、ICTの利活用に当たっては、これまで以上に我が国が抱える少子高齢化等の解決に向け利用者本位で取り組み、国民が生活や社会の改善を実感できるようにすることが求められている。

こうした中、今後、政府が重点的に取り組むべき情報通信政策の方向性について検討することが必要である。

以上を踏まえ、2020年頃までを視野に入れ、「知識情報社会」の実現に向けた情報通信政策の在り方について、情報通信審議会に諮問する。

2 答申を希望する事項

- (1) ICT市場の構造変化と将来像
- (2) 今後重点的に取り組むべき情報通信政策の方向性

(具体的事項)

- ・ 新事業創出戦略
- ・ 研究開発戦略
- ・ 国際戦略
- ・ 標準化戦略
- ・ 地域活性化戦略

(3) その他必要と考えられる事項

3 答申を希望する時期

平成24年7月日途（平成23年7月日途に第一次答申）

4 答申が得られた時の行政上の措置

今後の情報通信行政の推進に資する。